

令和 7 年

第 7 回

富里市農業委員会議事録

令和 7 年 7 月 8 日（火）

すこやかセンター 2 階会議室 1

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第7回）

日 時 令和7年7月8日（火）

場 所 すこやかセンター2階会議室1

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

6 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

7 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について

8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

追加日程第1

議案第5号 富里市農業委員会委員の辞任につき同意を求めることについて

農業委員

出席（8名）

1 番	関		利	之	2 番	田	口	榮	一
3 番	秋	元	和	子	4 番	森	田	孝	子
5 番	伊	井	義	則	6 番	塩	澤	英	一
7 番	津	田	博	明	8 番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和7年第7回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後1時28分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

伊井 義則 君、塩澤 英一 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員。

津田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は津田です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、富里第二工業団地にある株式会社アルバックの100メートル裏側です。申請地の状況は適切に管理されています。義務者は51歳で自宅から離れた畑であるため、管理ができなくなり贈与する。権利者は51歳で親子経営をしており、義務者の農地を管理しており規模拡大のため贈与を受ける。また、同級生であり自己所有の農地が隣接しているため効率が良い。農機具は一式完備しており、申請農地は効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、所有権移転2を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は伊井です。

概要は議案書のとおりです。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は規模縮小です。申請地の位置は、北総中央用水タンクから100メートルに位置し、農振農用地で周辺も畑が広がっています。現在、作付けは行っていないが、トラクターにより耕されており、いつでも作付けができる状態です。市道に接続しているため進入路は確保されています。権利者と義務者の間で農用地利用権の賃貸借をしており第三者の権利はありません。取得後は人参、西瓜を作付け予定です。権利者の経営状況ですが、畑作中心で人参、西瓜、トマトを耕作しています。経営面積は畑を約43,000平方メートル耕作しています。現在の保有農地はすべて耕作しています。家族は7人で農業従事者は4人です。雇用も2人です。従事日数も問題ありません。農機具等は一式完備されております。自宅からの通作距離は約1キロメートル程度です。以上のことから効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありますか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、所有権移転３を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、所有権移転３について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は塩澤です。

概要は議案書のとおりです。申請地の位置は、富里第二工業団地にある株式会社アルバックの100メートル裏側です。申請地の状況は適切に管理されています。義務者は51歳で自宅から離れた畑であるため、管理ができなくなり贈与する。権利者は贈与を受ける。権利者の土地と義務者の土地は隣接しており、進入路は私道により確保されています。権利者は水稻と畑作を耕作しており農業従事者は2人です。農機具は一式完備しており、申請農地は効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、農地法第３条の規定による許可申請について、区分地上権設定１を議題とします。

なお、本件については、議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定１と関連がありますので、一括議題とします。

採決は、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、区分地上権設定１

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定 1 を分割して行います。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、区分地上権設定 1 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定 1 について、塩澤委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、区分地上権設定 1 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定 1 は関連がありますので一括して、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は塩澤です。

概要は議案書のとおりです。本案件は、営農型太陽光発電設備の更新案件です。申請地の位置は、実の口交差点を八街市方面へ約 800 メートル進み左折して 300 メートルの左側に位置します。既に設置済みの太陽光発電設備となりよく管理されていました。設備はすでに設置済みであり、追加の工事等はありません。設備関係は適正に運用されており、許可相当であると考えます。なお、事業撤去時の農地復元書や撤去工事費用も確保されていました。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関 委員 はい、議長。

議 長 関 委員。

関 委員 営農型太陽光発電設備について、農林水産省のガイドラインに沿った計画は策定されているのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、議長。

農林水産省のガイドラインに則り、作付けされているため問題ないと思われます。

説明は、以上です。

議 長 よろしいですか。

関 委員 わかりました。

議 長 その他、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権の設定1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権の設定1については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について、千葉県知事による許可・不許可と調整をし、仮に不許可となった場合には、議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整をし、交付することに決定いたしました。

議長 次に、農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2を議題とします。

なお、本件については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2と関連がありますので、一括議題とします。

採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2

を分割して行います。

津田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

津田委員。

津田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2は関連がありますので一括して、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は津田です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、実の口交差点から八街方面へ向かい約200メートルに位置します。既に設置済みの営農型太陽光発電設備となりよく管理されていました。追加の工事等はありません。設備関係は適正に運用されており、これから榊を定植するとのことです。耕作については、今年の秋に定植と記してあります。秋に事務局での確認をお願いします。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関委員 はい、議長。

議長 関委員。

関委員 営農型太陽光発電設備について、農林水産省のガイドラインに沿った計画は策定されているのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 はい、議長。

この案件につきましては、昨年の6月に許可申請が提出され、当時は榊を一部定植して、残りについては苗木が足りないため、令和7年10月頃に定植予定とのことから1年間の許可としていました。このことから再度許可申請が提出されました。令和7年10月頃に定植予定であることから、事務局で定植を確認し、単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）等が至らなければ指導していきたいと考えております。

説明は、以上です。

議長 よろしいですか。

関委員 わかりました。

議長 その他、意見はありませんか。

森田委員 はい、議長。

議 長 森田委員。

森田委員 榊の単収は、どのようなもので判断していますか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、議長。

作物の単収につきましては、営農型太陽光発電設備の下部農地の報告書を毎年提出いただいておりますので、この報告書で出荷量等を確認しています。出荷量等が足りない場合はパネル直下以外等も作付けするよう指導します。

説明は、以上です。

議 長 よろしいですか。

森田委員 わかりました。

議 長 その他、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権の設定2について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権の設定2については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸

借権設定2について、千葉県知事による許可・不許可と調整をし、仮に不許可となった場合には、議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整をし、交付することに決定いたしました。

議長 次に、農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定3を議題とします。

なお、本件については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定3と関連がありますので、一括議題とします。

採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定3を分割して行います。

伊井委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定3は関連がありますので一括して、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は伊井です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、実の口交差点から八街方面へ向かい約200メートルに位置します。既に設置済みの営農型太陽光発電設備となりよく管理されていました。追加の工事等はありません。設備関係は適正に運用されております。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関委員 はい、議長。

議長 関委員。

関委員 営農型太陽光発電設備について、農林水産省のガイドラインに沿った計画は策定さ

れているのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、議長。

この案件につきましては、昨年の6月に許可申請が提出され、当時は柵を一部定植して、残りについては苗木が足りないため、令和7年10月頃に定植予定とのことから1年間の許可としていました。このことから再度許可申請が提出されました。令和7年10月頃に定植予定であることから、事務局で定植を確認し単収等が至らなければ指導していきたいと考えております。

説明は、以上です。

議 長 よろしいですか。

関 委員 わかりました。

議 長 その他、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定3について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権の設定3について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権の設定3については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸

借権設定3について、千葉県知事による許可・不許可と調整をし、仮に不許可となった場合には、議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定3を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整をし、交付することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員。

津田委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は津田です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、富里市クリーンセンターの300メートル西に位置しています。第1種農地で裏側は山林で隣接は集落住宅があり接道は住宅道路です。結婚して居住するための建設用地です。農振除外は平成10年6月10日で、全体見直し第1種農地に相当しますが集落接続のため例外として専用住宅は認められていることから問題ないと考えます。雨水、排水は浸透枳にて処理し、汚水は浄化槽及び蒸発散装置を設置します。囲いにフェンスを設置し、通風への影響、土砂流出を防ぎ日照の妨げにならないよう既存に合わせた高さで設置します。以上のことから許可相当であると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第 3 号

議 長 日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更 1 を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更 1 について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は伊井です。

概要は議案書のとおりです。申請地の位置は、久能の P u P u 保育園、田中茶畑付近に位置しています。農振農用地で理由及び目的は農地造成です。工事期間完了が令和 7 年 7 月 31 日から令和 7 年 11 月 27 日へ変更する理由は、覆土の搬入元で、土砂の採取施工が遅れたため、一時転用期間を延長したいとのことです。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 次に、計画変更 2 を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員。

津田委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更2について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は津田です。

概要は議案書のとおりです。申請地の位置は、実の口交差点から八街方面へ向かいガソリンスタンドの裏側約100メートルに位置します。計画変更の理由は、今まで甘藷を栽培していましたが、人手不足により榊に変更予定です。榊を仕入れから販売まで一貫して指導や管理等を行う協力会社が見つかり、約3年後から収穫予定のため、安定した収入が見込めるため計画変更するものです。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、計画変更3を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更3について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は伊井です。

概要は議案書のとおりです。申請地の位置は、実の口交差点から三区方面へ向かい約200メートルに位置します。計画変更の理由は、今まで甘藷を栽培していましたが、人手不足により榊に変更予定です。榊を仕入れから販売まで一貫して指導や管理等を行う協力会社が見つかり、約3年後から収穫予定のため、安定した収入が見込めるため計画変更するも

のです。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関 委員 はい、議長。

議 長 関 委員。

関 委員 協力会社の名称と業務内容等を教えてくださいませんか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、議長。

協力会社の名称は株式会社彩の榊です。業務内容は榊の栽培から販売まで行うとの資料が添付されております。

説明は、以上です。

議 長 よろしいですか。

関 委員 わかりました。

議 長 その他、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 次に、計画変更4を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更4について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は塩澤です。

概要は議案書のとおりです。申請地の位置は、実の口交差点を八街市方面へ約800メートル

ル進み左側に位置します。計画変更の理由は、今まで甘藷を栽培していましたが、人手不足により榊に変更予定です。榊を仕入れから販売まで一貫して指導や管理等を行う協力会社が見つかり、約３年後から収穫予定のため、安定した収入が見込めるため計画変更するものです。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、計画変更５を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更５について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は塩澤です。

概要は議案書のとおりです。申請地の位置は、実の口交差点を八街市方面へ約800メートル進み左側に位置します。計画変更の理由は、今まで甘藷を栽培していましたが、人手不足により榊に変更予定です。榊を仕入れから販売まで一貫して指導や管理等を行う協力会社が見つかり、約３年後から収穫予定のため、安定した収入が見込めるため計画変更するものです。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第4号

議 長 日程第5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和7年6月24日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の16ページに記載のとおりです。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎報告第1号

議 長 日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出について、御説明します。

次第の17ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

ないので、了解いただきたいと存じます。

◎報告第2号

議長 日程第7 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第2号 農地法第5条の規定による届出について、御説明します。

次第の18ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議長 ただいまの報告第2号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

ないので、了解いただきたいと存じます。

◎報告第3号

議長 日程第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明します。

次第の19ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長

専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの報告第3号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

◎追加日程第1

議 長 お諮りします。議案第5号 富里市農業委員会委員の辞任につき同意を求めることについてを日程に追加し追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

議案第5号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第5号

議 長 追加日程第1 議案第5号 富里市農業委員会委員の辞任につき同意を求めることについてを議題とします。

農業委員会等に関する法律第31条第1項及び富里市農業委員会会議規則第11条の規定により、関 委員の退場を求めます。

(関 委員退場)

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第5号 富里市農業委員会委員の辞任につき同意を求めることについて、御説明いたします。

令和7年7月3日付けで、関 委員から一身上の都合により委員を辞任するとの辞任届が市長宛てに提出されたことを受け、令和7年7月7日付けで市長から農業委員会へ辞任の同意についての諮問がありました。

農業委員会等に関する法律第13条第1項に「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と定められています。

今後、市長はこの答申と本日の議事録を参考に同意の可否を判断したのち、決済日をもちまして関 委員の辞任日となる予定です。

また、辞任に伴う補充について、御説明いたします。

辞任により 1 名の欠員が生じた場合、富里市農業委員会の委員の選任に関する規則第 10 条第 1 項に「市長は、農業委員が罷免、失職又は辞任により欠員を生じた場合は、この規則に定める手続により速やかに農業委員の補充に努めなければならない。」とされていますが、補充についての法令上の規定はなく、上位法令を管轄する農林水産省から示されている留意事項では、欠員が生じたことにより農業委員の所掌事務を適切に処理できなくなった場合を除き、1 名欠員するごとに委員を補充する必要はないとされております。

補充をする場合のスケジュール等でございますが、委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条及び富里市農業委員会の委員の選任に関する規則に基づき、候補者の推薦及び公募の周知を行い、富里市農業委員候補者評価委員会を設置し、候補者の選考ののちに、市議会の同意を得て任命となります。

この場合、スケジュール的に最短で令和 7 年 12 月市議会定例会で同意を得てからの任命となり、任期は残任期間の令和 8 年 7 月 19 日までの約 7 か月間となることから、補充は行わないと考えております。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

関 委員の入場を許します。

(関 委員入場)

以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

ここで、関 委員から発言の申出がありましたので、これを許します。

関 委員。

関 委員 はい、議長。

(発言あり)

議 長 関 委員、長い間お疲れさまでした。

◎閉 会

議 長 これをもって本総会を閉会します。

(午後 2 時22分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員